

議案第20号

令和7年度長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------|--------------------------|
| (1) | 給水件数 | 137,900件 |
| (2) | 年間総給水量 | 32,388,000m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 88,734m ³ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | |
| | 原水施設改良事業 | 195,433千円 |
| | 浄水施設改良事業 | 631,351千円 |
| | 配水施設改良事業 | 4,185,188千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	7,248,000千円
第1項	営業収益	6,618,806千円
第2項	営業外収益	629,193千円
第3項	特別利益	1千円
支 出		
第1款	水道事業費用	6,649,300千円
第1項	営業費用	6,051,979千円
第2項	営業外費用	597,321千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,250,400千円は、過年度分損益勘定留保資金4,786,126千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額464,274千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	2,175,200千円
第1項	企業債	1,458,400千円
第2項	国庫補助金	109,430千円
第3項	工事負担金	187,363千円
第4項	受託建設収入	1,164千円
第5項	出資金	378,534千円
第6項	固定資産売却代金	69千円
第7項	その他資本的収入	40,240千円
支 出		
第1款	資本的支出	7,425,600千円
第1項	建設改良費	5,496,905千円
第2項	企業債償還金	1,928,695千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
創設認可申請書作成事業費	令和8年度	24,800千円
上下水道局GISシステム整備・データ更新業務委託事業費	令和8年度から令和13年度まで	85,000千円
夏目ヶ原浄水場中央監視設備更新事業費	令和8年度	225,700千円
犀川浄水場2号夏目送水ポンプ外更新事業費	令和8年度	382,400千円
往生地浄水場北配水池耐震補強事業費	令和8年度	130,900千円
蚊里田高区配水池更新事業費	令和8年度から令和9年度まで	1,629,200千円
若槻ポンプ場築造事業費	令和8年度から令和9年度まで	1,282,300千円
犀川-夏目送水管更新事業費	令和8年度	314,800千円
夏目-蚊里田送水管布設事業費	令和8年度	91,300千円
夏目1号配水幹線布設替事業費	令和8年度	217,800千円
鬼無里上平地区舗装復旧事業費	令和8年度	14,200千円
鬼無里財又地区(財又橋)配水管布設替事業費	令和8年度	11,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	1,458,400千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,104,101千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、458,200千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、95,977千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器具及び備品	G I S システム機器	1 台

令和7年2月26日提出

長野市長 荻 原 健 司